

## 當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託に係る審査実施要領

### 第1. 選考方法

選考は、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

### 第2. 一次審査(40点満点)

審査は、委員会事務局（庁舎機能再編推進室）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位5位を選定する。ただし、参加申込書の提出が5社を超えない場合は、すべての者を2次審査の対象とする。

#### ①業務実績(5点満点)

対 象：【様式3-2】受注実績調書（実績審査）

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内（平成25年4月1日から令和5年3月31日）に発注した公共所有地に民間施設の誘致を公募した事業の事業公募に係るアドバイザー業務を元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績について、1件当たり1点として加点する。

#### ②技術者実績(15点満点)

対 象：【様式5】配置技術者調書

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内（平成25年4月1日から令和5年3月31日）に発注した公共所有地に民間施設の誘致を公募した事業の事業公募に係るアドバイザー業務を担当した実績について、1件当たり以下の配点を加点する。

	可能性調査のみ	事業者選定支援のみ	左記一貫した支援
管理技術者	2点	2点	3点
主任技術者	1点	1点	2点

#### ③価格点(20点満点)

対 象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

提案費用

- ・最低見積価格者の得点は20点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「 $\text{価格点} = 20\text{点} \times (\text{最低見積価格}^{\ast 1} / \text{見積価格}^{\ast 2})$ 」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

## 【別紙2】

### 第3. 二次審査(160点満点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対 象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員(1人につき160点満点・6名)がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点(小数点第3位を四捨五入)を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

### 第4. 二次審査(プレゼンテーション)の内容

①審査日：令和5年7月14日(金)予定(別途連絡)

②場 所：葛城市役所(別途連絡)

③出席者：1提案者4名以内

④実施時間：1提案者40分以内(提案20分、質疑応答20分)

※事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

・「本実施要領第2(7)企画提案書の作成③企画提案書」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。(補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。)

⑥プレゼンテーションの順番

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

・モニター及びHDMIケーブルは市で準備するが、パソコン等必要な機器及びインターネット通信環境は、提案者が準備すること。

・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。

・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

### 第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

・一次審査及び二次審査の合計点の満点(200点)の6割(120点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。

・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。